

第5期守山市 地域福祉計画

概要版

令和8年度～令和12年度

人と人、
人と地域がつながり、
自分らしく安心して
暮らすことができるまち

多彩なコミュニティを育むまちづくり
多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり
一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり

The Garden City つなぐ、守山

令和8年3月 守山市

地域福祉が求められる背景 (計画本編 3～4頁)

社会構造の変化などから生じる課題

人口構造の変化による影響

人口減少・少子高齢化が進み、労働力不足や医療・介護の負担が増加。

自然災害のリスクの高まり

大雨などの災害の増加に加え、地震による大規模被害も発生。

課題の複雑化・複合化

「8050 問題※1」や「ヤングケアラー※2」、「生活困窮」など、従来の制度だけでは解決が難しい課題が増加。

地域のつながりの希薄化

共働きや核家族化が進み、地域での「支え合い」の力が弱体化。

※1 80 歳代の親と自立できない事情を抱える 50 歳代の子どもなどの組み合わせによる生活問題。社会的孤立や経済的な困窮の要因となっている。

※2 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っている子どものこと。



このような社会構造の変化や複雑化・複合化する課題に対応するためには、「**地域共生社会**」の実現が不可欠です。「地域共生社会」とは、**すべての人の自分らしい生き方を起点に持続可能な地域を実現する社会**のことです。これまでの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が地域社会の一員として互いに持てる力を活かして支え合い、地域づくりに参画する「我が事・丸ごと」の考え方を基本としています。実現のためには、地域の住民だけでなく、その地域に関係する人たちが一体となり、地域生活課題を解決し、全員参加型社会をめざしていくことが大切です。

このような背景を踏まえ、本市においても「地域共生社会」の実現をめざし、地域福祉をさらに推進していくため、「第5期守山市地域福祉計画」を策定します。

計画の位置づけ (計画本編 5頁)

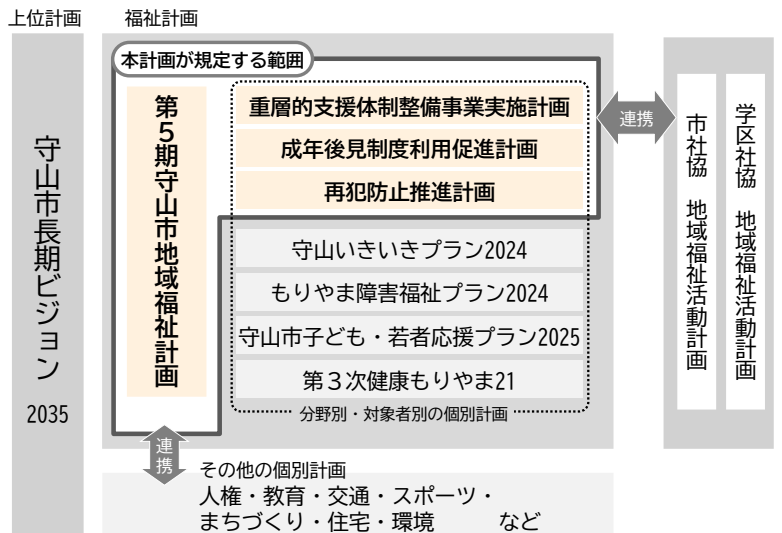
法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画(市町村地域福祉計画)」として策定するものであり、本市における地域福祉の「理念」「方針」と行政の取組を整理するものです。

*社会福祉法第 106 条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」および成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」は、本計画に付随されています。

他の計画との関係

本計画は、「守山市長期ビジョン 2035」の下位計画であり、各分野の個別計画の上位計画です。各分野に共通して取り組むべきことや地域福祉活動への住民等の参加を促すことを定めることで、**福祉全体の方向性を示すとともに、地域福祉の推進および各個別計画との連携・整合を図り、福祉全体の一体的な推進をめざす**ものです。



統計データ、市民アンケート調査、市民懇談会、関係団体ヒアリング、第4期計画の評価を行い、第5期計画で取り組むべき課題を整理しました。

人と人、人と地域のつながりの希薄化

社会経済情勢の変化や核家族化、ひとり暮らし世帯の増加に加え、コロナ禍の影響を大きく受けた地域活動は弱体化しています。

地域のつながりは、個人の社会的孤立を防ぐだけでなく、地域全体の防犯や防災力の強化など、安心な暮らしにもつながります。

地域活動を活性化しながら柔軟性を持たせ、住民の参加を促進し、地域における支え合いの再構築を進めることが重要です。

地域の担い手の不足と高齢化、暮らしの変化

60歳以上の人でも就労している人が増えていることや、共働き世帯が一般化しているなど、これまでと同じように地域活動の担い手の役割を果たすことが難しくなっています。

地域活動は、緊急時の対応を含め、安全で住みやすい地域であるために、また、誰もが生きがいを持って暮らしていくために、重要な役割を果たしています。地域活動を継続していくためには、就労していても活動に参加できるなど、暮らしの変化に合わせた活動内容や参加方法の見直し、新たな活動の創出等を進めることが求められています。



複合的な課題、制度の狭間にある問題の顕在化と増加

高齢化などにより支援を必要とする人が増加しているだけでなく、8050問題をはじめとする制度の狭間にあり支援が届きにくい課題など、地域の課題は複雑化・複合化しています。また、権利擁護に係る制度など地域福祉に関する制度や機関が、必要とする人に知られていない現状もみられます。このような課題を解決するには、特定の分野だけでなく、分野横断的な対応が求められます。

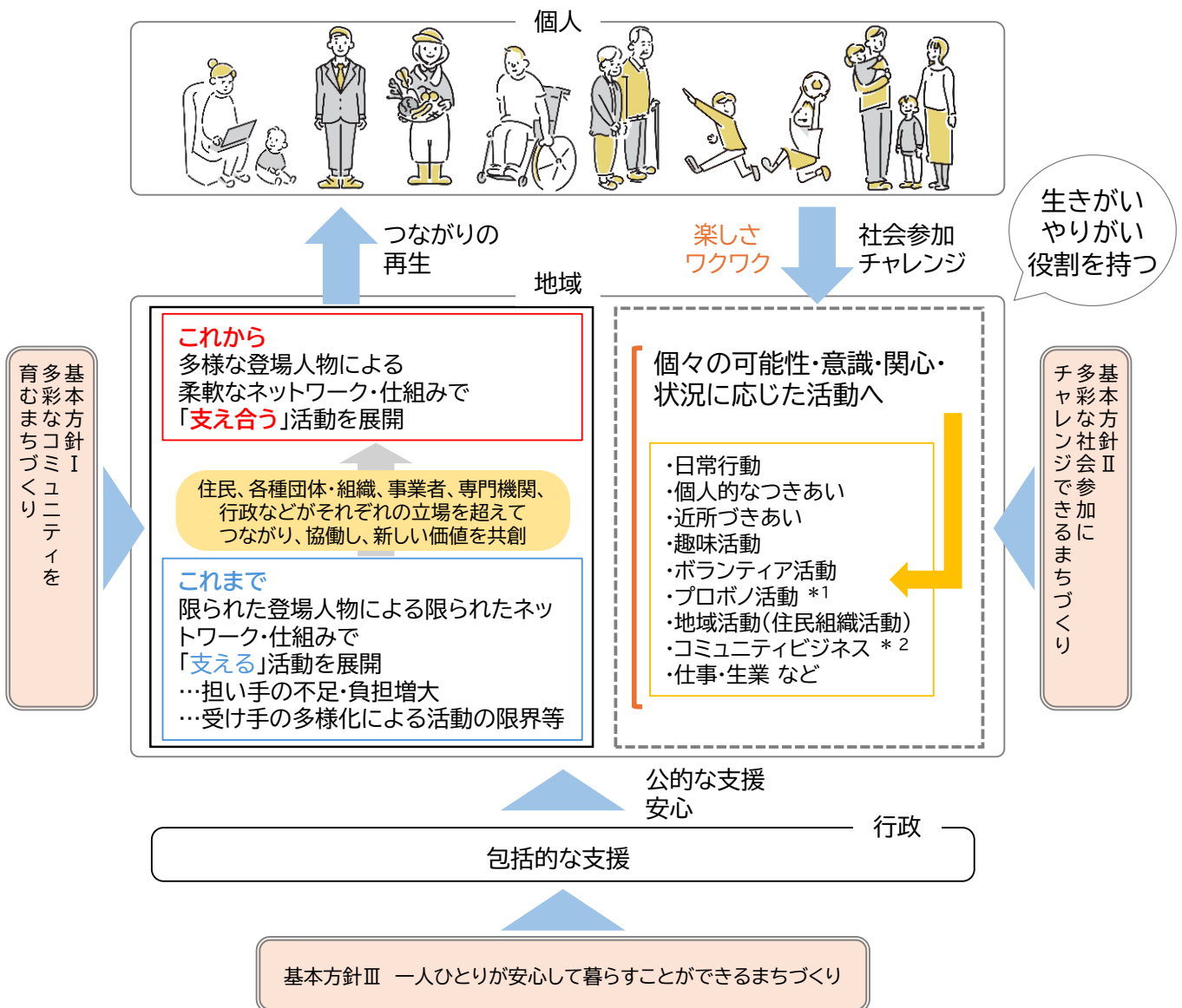
包括的な支援体制の充実を進めるとともに、今後予想される様々な社会の変化に合わせたサービス、制度を検討・整備し、しっかりと周知していく必要があります。

本計画では、人や地域とのつながりが希薄化しがちな現代社会において、改めて人と人の顔の見える関係や、地域社会との多様なつながりを築くことで、誰もが孤立することなく、個性や価値観が尊重され、将来にわたって住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちを創っていききたいという想いを込めて、「人と人、人と地域がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち」を基本理念としました。

この基本理念のもと、行政、地域の支援機関や専門機関、地域で活躍する人や団体、企業などが一体となって地域福祉を推進していきます。

基本理念

人と人、人と地域がつながり、 自分らしく安心して暮らすことができるまち



*1 プロボノ活動: 専門知識やスキルを生かして行う社会貢献活動。

*2 コミュニティビジネス: 地域資源や人材を生かして地域課題を解決する事業。

地域における既存活動の再活性化や新たな活動の創出を促進するなど地域活動への伴走支援の強化や担い手の育成を図るとともに、多様な主体の連携を促すコーディネート機能を強化し、地域課題の解決に向けたネットワークづくりを進めることで、支え合いの再生と共創をめざします。あわせて、市民が地域に求めるつながり方や価値観の変化を踏まえ、個人の希望に応じて誰もがゆるやかにつながれる地域づくりを推進していきます。



1) 地域における活動・コミュニティの活性化

- ア 自治会や学区社協、民生委員・児童委員などの地域単位での活動の活性化
- イ NPOやボランティアなどテーマ単位での活動の活性化

2) 多彩な活動・コミュニティの創出支援

- ア 多彩な活動・コミュニティ創出に必要な資源（資金・人材・場所等）の確保支援

3) 活動・コミュニティの伴走支援機能の強化

- ア 地域活動・コミュニティの見える化、ネットワークの強化
- イ 地域活動・コミュニティへの相談支援・コーディネート機能の強化

Pick up!

主な取組

「わ」で輝く自治会応援報償事業

自治会による地域の特色を活かした課題解決のための取組や、地域の絆を大切にする自主的な活動を支えることを目的に報償金を自治会に支給し、地域に寄り添った支援を行う事業。

自治会支え合い活動応援事業

高齢者等が地域で安心して生活できるよう、日常の困りごとへの支援を行う自治会に対して報償金を支給し、地域における支え合い活動の推進を図る事業。

さんさんまちサポ助成金

ボランティア団体などが取り組むまちづくり活動を支援する制度で、まちづくり活動の提案を審査し、採択した事業に対して必要な経費の一部を助成している。

他の取組は
こちら▼



基本方針Ⅱ 多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり

計画本編 28～29 頁

市民一人ひとりが、生きがいや役割、楽しさや喜びを持ち続けることができるように、誰もが気軽にそれぞれの可能性や関心、状況に応じて活動へ踏み出すきっかけをつくり、多彩な社会参加にチャレンジできるまちをめざします。

1) 社会参加・チャレンジに向けた意識・関心の醸成

- ア ライフステージに応じた教育・学習の推進
- イ 社会参加への意識・関心を高めるための情報発信

2) 社会参加・チャレンジの実践

- ア 社会参加のきっかけとなる場づくり
- イ 社会参加の実践・継続に対する支援



Pick up!

主な取組

子ども福祉委員

社会福祉協議会が行う事業で、市内の中学生を対象に、学校外で身近な福祉体験を通して「思いやり」や「支え合いの心」を学ぶ機会を提供している。

いきがい活動ポイント事業

高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、対象施設でボランティア活動を行った場合に、商品券等に交換できるポイントを付与する事業。

他の取組は
こちら▼



基本方針Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり

計画本編 30～32 頁

地域づくりと多機関協働による個別支援を両輪として、複雑化・複合化した課題に対しても包括的に対応できる支援体制づくりに取り組むとともに、安定した暮らしの基盤となる住宅や移動・交通手段を充実させることで、市民の誰もが人としての尊厳を保持し、住み慣れた地域で自立した暮らしを続けることができるまちをめざします。

1) 人を中心とした暮らしの基盤整備・充実

- ア 福祉基盤の充実
- イ 権利擁護支援の充実
- ウ 移動・交通手段の充実
- エ 住宅確保要配慮者への支援

2) 包括的な支援の推進

- ア 包括的支援体制の推進



Pick up!

主な取組

「守山顔の見える会」の開催を通じた多職種の連携推進

医療・介護・福祉に携わる多職種の連携を強化するために、守山野洲医師会が定期的に主催している学習会。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

社会福祉協議会が実施する事業で、福祉サービスの利用援助手続きや申請代行等の利用援助など、自己決定能力が低下しているために様々なサービスを十分に利用できない人や、日常生活に不便を感じている高齢者や障害者への支援を行う事業。

モーリーカー（デマンド乗合交通）

希望の時間帯を予約して、ほかの利用者と乗り合わせながら、所定の乗降場所から目的地間を利用できる事前予約制の交通手段。

他の取組は
こちら▼



付随計画（計画本編 33～45 頁）

重層的支援体制整備事業実施計画

地域生活課題の解決に向けて、分野や立場の垣根を超えた連携・協働による包括的な支援体制の構築をめざし、以下の事業に取り組みます。

- 包括的相談支援事業(相談者の属性(高齢、障害等)や世代を問わない包括的な相談支援)
- 参加支援事業(一人ひとりのやりたいことに着目した、社会とのつながりづくり)
- 地域づくり事業(世代や属性を超えて交流や活躍ができる多様な場づくりへの取組による、地域活動の活性化)
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(支援が届いていない人や相談につながりにくい人を関係機関とのネットワークにより把握し、信頼関係構築に向けて継続的に支援)
- 多機関協働事業(分野を超えたチーム連携により地域生活課題の解決を図るための関係者連携の円滑化を支援)

成年後見制度利用促進基本計画

- 成年後見制度の利用促進(必要な権利擁護につなげる支援、経済的理由で利用が困難な方への支援、制度の普及啓発)
- 地域連携ネットワークづくり(「地域連携ネットワーク」の強化、複合的な課題にも対応できる包括的なネットワークの構築)

再犯防止の推進について(地方再犯防止推進計画)

- 再犯防止および更生保護に関する周知・啓発(関心を持てるような周知・啓発方法の検討)
- 孤立を生まない仕組みの推進(地域での見守り活動や、関係機関と連携した相談対応など)
- 立ち直りに向けた支援(青少年の健全育成、犯罪や非行をした人の住居や就労支援など)
- 更生保護の担い手が活動しやすい環境づくり

1 計画の推進体制

(1) 多様な主体との連携・協働

第5期計画の推進にあたっては、市民、自治会・学区、民生委員・児童委員、福祉協力員といった福祉関係者、NPO、民間事業者、市社協、市(行政)などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

とりわけ、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とし社会福祉法に位置づけられた公共性を有する民間団体です。地域に積極的に向き、福祉課題を把握するとともに社会福祉協議会が中心となって、市民や団体との連携・調整を行い、市民活動を促進することが期待されます。

このため、各主体に対して、本計画における趣旨、施策の内容などについての情報を発信し、理解を進める中、地域における連携・協働の取組を促進し、実効性のある地域福祉の推進につなげていきます。

(2) 庁内関係部署との連携

本計画は、福祉、保健、商工、まちづくり、教育、交通、都市計画、防犯、防災など様々な分野が、連携協働し推進していく必要があります。

このため、守山市地域福祉庁内推進会議により、関係部署と情報を共有し、連携を強化していきます。



2 計画の広報

広く市民に「守山市地域福祉計画」を周知するために、市のホームページへの掲載などを行い、計画推進への協力を求めています。

3 計画の進捗管理

本計画を実施していくにあたっては、「守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画(守山いきいきプラン2024)」や「守山市障害者計画・守山市障害福祉計画・守山市障害児福祉計画(もりやま障害福祉プラン 2024)」といった各個別計画において具体的な施策を展開していくこととなりますが、実効性を高めるために、本計画を基に各施策の進捗状況を定期的に把握・評価することが必要です。

このため、本計画の目標を設定し、守山市地域福祉推進会議において具体的な事業の推進と進捗管理を行っていきます。

第5期守山市地域福祉計画(概要版)

発行年月:令和8年3月

発行:守山市健康福祉部健康福祉政策課

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番 22 号

TEL:077-582-1123(直) FAX:077-582-1138